

兵庫県内の事業者の皆様
(飲食事業者を除く)

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長(兵庫県知事) 齋藤 元彦

新型コロナウイルス感染症緊急事態措置に係る 施設の使用制限等の要請等について

兵庫県では、新規感染者が減少傾向にあるものの、病床逼迫の状況が続いているため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態措置として、下記の通り営業時間の短縮等を要請します。

県民のいのちや健康を守るため、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 期 間 令和3年8月20日(金)から令和3年9月30日(木)まで
※9月12日(日)までの措置が延長となります。

2 対象地域 兵庫県全域

3 要請内容
〔特措法第24条第9項等に基づく〕

(1) 多数利用施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 遊技施設 〔パチンコ屋等〕 遊興施設 〔個室ビデオ店、場外馬券売場等〕 商業施設(生活必需物資を除く) サービス業(生活必需サービスを除く) 	<p>【床面積が1,000㎡超】</p> <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮を要請 <p>【床面積が1,000㎡以下】</p> <ul style="list-style-type: none"> 20時までの営業時間短縮を協力依頼 <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施、酒類提供^(※1)及びカマカ設備使用の禁止を要請 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請

(2) イベント関連施設

種類・施設例	内容
<ul style="list-style-type: none"> 劇場、映画館等 〔劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム等〕 集会・展示施設 〔集会場、公会堂、展示場、貸会議室等〕 ホテル・旅館(集会の用に供する部分) 運動施設・遊技施設 〔体育館、ボウリング場、スポーツクラブ、野球場、ゴルフ場、テーマパーク、遊園地等〕 博物館等 	<p>【床面積が1,000㎡超】</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を要請) <p>【床面積が1,000㎡以下】</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請(イベント開催以外の場合は20時まで、映画上映の場合は21時までの営業時間短縮を協力依頼) <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> イベント開催制限の要件^(※2)を準用した施設の運用を要請 人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等の実施、酒類提供^(※1)及びカマカ設備使用の禁止を要請 業種別ガイドライン等に基づく感染対策の徹底を要請

※1 酒類提供は、利用者による酒類の店内持込みを含む

※2 人数上限5,000人、かつ収容定員50%以内、収容定員が設定されていない場合は人との十分な距離(1m)の確保を要請

お問い合わせ先

◆兵庫県時短要請等コールセンター

T E L : 0 7 8 - 3 6 2 - 9 9 2 1

受付時間：平日 9時～17時(ただし、9/11(土)・12(日)は開設)

◆兵庫県休業・時短協力金コールセンター(協力金に関すること)

T E L : 0 7 8 - 3 6 1 - 2 5 0 1 受付時間：平日 9時～17時

◆県ホームページ(施設の詳細は、こちらをご覧ください。)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/kinkyujitai_soti.html